

東京労働局発表  
令和5年6月30日

担当 東京労働局労働基準部監督課  
監督課長 瀬戸邦央  
統括特別司法監督官 長久保明子  
電話：03(3512)1612

## 令和4年度の東京労働局管内における送検状況について

- 危険防止措置に関する送検件数が高い水準 -

東京労働局（局長 辻田 博）は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和4年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

### 1 概要

令和4年4月から令和5年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、70件（前年度に比べ11件減少）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が25件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が14件となっています。

危険防止措置に関する違反については、前年度より減少したものの、過去10年間で前年度に次いで2番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別でみると、建設業が23件で最も多く、次いで運輸交通業が9件となっています。

### 2 違反事項の内容

#### （1）労働基準法・最低賃金法違反・・・39件

労働基準法・最低賃金法違反により送検したのは39件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が14件、解雇の予告に関する違反が5件、労働時間・休日に関する違反及び割増賃金不払に関する違反がそれぞれ4件でした。

#### （2）労働安全衛生法違反・・・31件

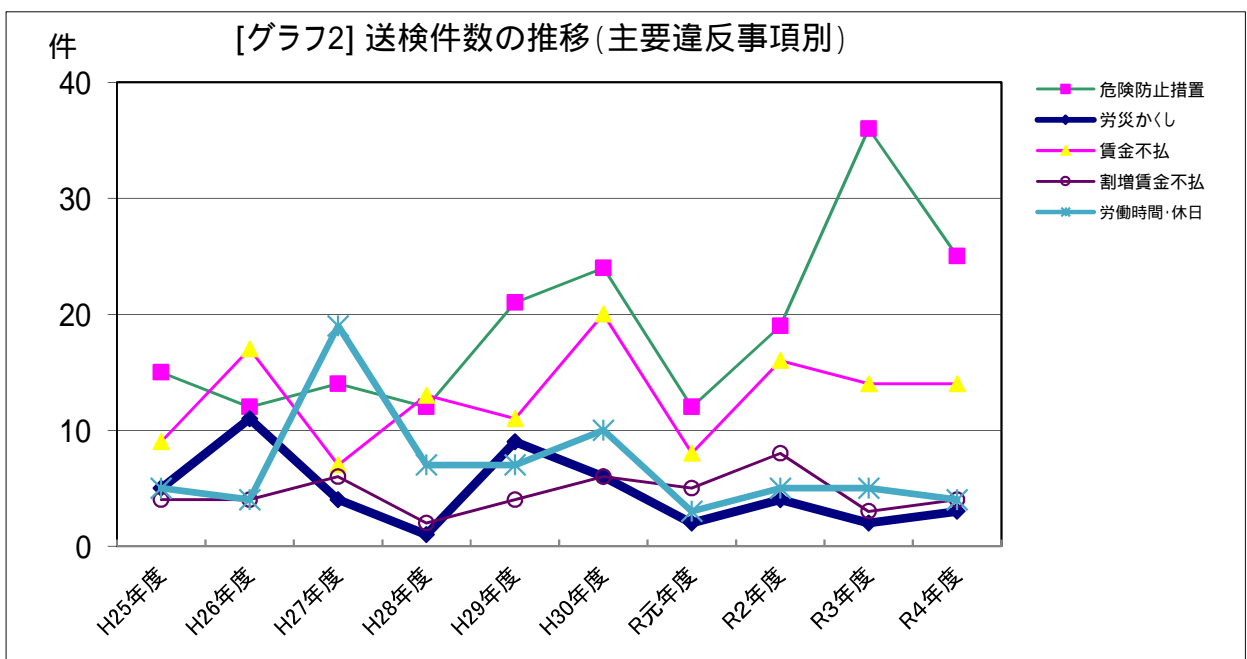
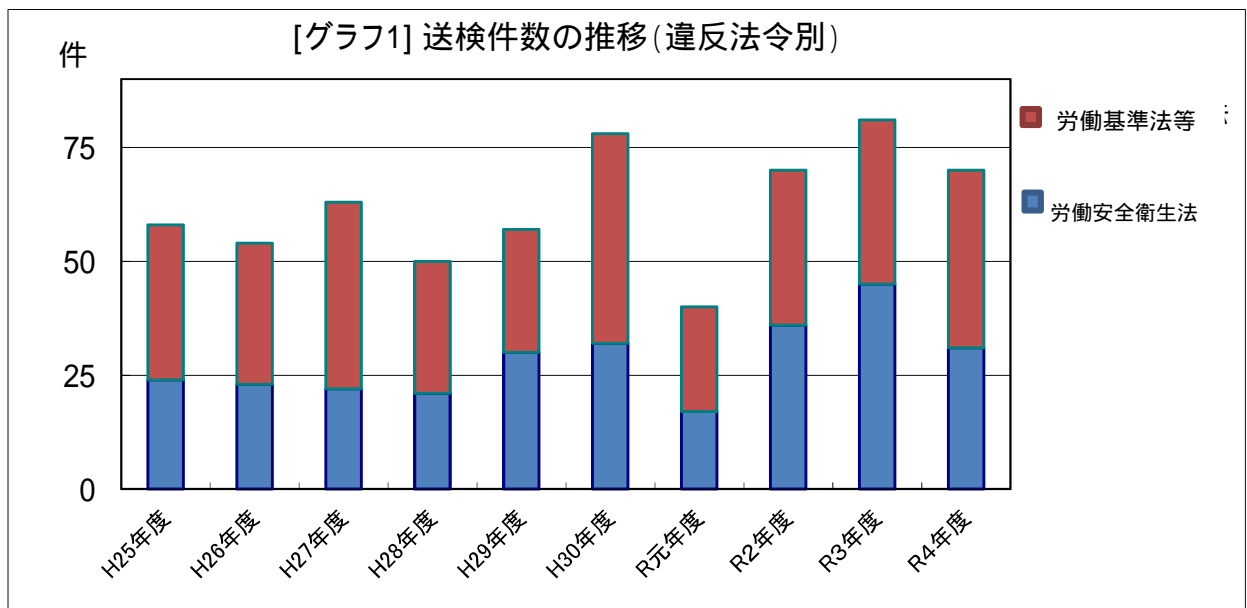
労働安全衛生法違反により送検したのは31件で、主な送検事項は、高所からの墜落・転落や機械等への接触等に係る危険防止措置に関する違反が25件、労災かくしが3件でした。

### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。

[表1] 過去10年間に於ける送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2



[表2] 違反法条別の前年度との比較

	令和4年度	令和3年度	増減	構成比(%)
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>39</b>	<b>36</b>	<b>3</b>	<b>55.7%</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	14	14		20.0%
労働時間・休日(第32,35条,36条,40条)	4	5	1	5.7%
割増賃金不払(第37条)	4	3	1	5.7%
解雇の予告(第20条)	5	1	4	7.1%
その他	12	13	1	17.1%
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>31</b>	<b>45</b>	<b>14</b>	<b>44.3%</b>
危険防止措置(第20,21条等)	25	36	11	35.7%
作業主任者の選任等(第14条)	1	2	1	1.4%
就業制限(第61条)		4	4	
労災かくし(第100条)	3	2	1	4.3%
その他	2	1	1	2.9%
<b>総処理件数</b>	<b>70</b>	<b>81</b>	<b>11</b>	<b>100.0%</b>

3

[表3] 業種別

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	官公署	その他	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1</b>		<b>1</b>	<b>19</b>	<b>39</b>
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	1		2	2	3	1			5	14
労働時間・休日(第32,35条,36条,40条)			3		1					4
割増賃金不払(第37条)			2						2	4
解雇の予告(第20条)				1					4	5
その他		1	2					1	8	12
<b>労働安全衛生法関係</b>	<b>1</b>	<b>22</b>					<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>31</b>
危険防止措置(第20,21条等)	1	18					1	4	1	25
作業主任者の選任等(第14条)		1								1
就業制限(第61条)										
労災かくし(第100条)		3								3
その他							2			2
<b>総処理件数</b>	<b>2</b>	<b>23</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>20</b>	<b>70</b>
<b>構成比(%)</b>	<b>2.9%</b>	<b>32.9%</b>	<b>12.9%</b>	<b>4.3%</b>	<b>5.7%</b>	<b>1.4%</b>	<b>4.3%</b>	<b>7.1%</b>	<b>28.6%</b>	<b>100.0%</b>